

道州制法案の検討に当たっての最重要課題について (案)

道州制の当事者である我々との十分な協議がないまま、法案が国会に提出され、更なる法案の国会提出の動きがある。

全国知事会では、これまで「道州制に関する基本的考え方」をとりまとめ、道州制の検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう主張してきたところである。

しかしながら、最近の国政の場における道州制の議論では当事者である全国知事会の考え方がないがしろにされている。このままでは、中央集権型の「悪い道州制」になってしまうのではないかと大変危惧しているところである。

道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものでなければならない。

そこで、道州制についての最低限明らかにすべき最重要課題を改めて以下のとおりまとめた。これらの項目について具体的な考え方を明らかにし、国と地方が共通認識に立った上で、議論を進めなければならない。

1 今なぜ道州制なのか。道州制の理念や姿を明確に示し、国民的な議論を十分に行わなければならない。

【各党の法案】

○ 自由民主党

前文より

中央集権体制は維持され、東京一極集中が続いている。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。

より広域でより力のある地方公共団体を創設する必要がある。それが道州制である。

○ 日本維新の会・みんなの党

第1条（目的）より

我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進する。

【課題】

- 地方分権改革が進められている中で、なぜ今道州制を早急に進める必要があるのか、なぜ都道府県制では駄目なのか、何のために道州制を行うのか明らかにしなければならない。
- 道州制の姿やメリット・デメリット等について明確なイメージを示さなければならない。
- 現時点で、道州制について国民に十分理解されているとは言い難い。まずは、積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こさなければならない。
- 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」で十分協議し、地方の意見を十分に反映させなければならない。

2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。

【各党の法案】

○ 自由民主党

第1（総則） 3（基本理念）

② 中央集権体制を見直し、国と地方の役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること

第1（総則） 4（道州制の基本的な方向）

⑥ 国の行政機関は整理合理化するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小する。

○ 日本維新の会・みんなの党

第2条（基本理念）

② 国の事務は国が本来果たすべき役割に係るものに特化し、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改廃を行うとともに、国の行政機能の強化を図ること。

③ 国が本来果たすべき役割に係る事務を除き、国が所掌する事務を道州に移譲するとともに、道州が施策の企画及び立案と実施とを一貫して行う体制を確立する。

【課題】

○ 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることを明確にしなければならない。

○ 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州、基礎自治体がどういう役割を担うのか示されなければならない。

○ 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関の移管をすべきである。

○ それぞれの道州が財政的に自立した広域自治体として持続可能な税財政制度を明らかにしなければならない。

○ 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないよう財政調整のあり方を示さなければならない。

3 道州の自治立法権、国会の立法権の範囲を明らかにし、併せて国の立法機関のあり方について明確に示さなければならない。

【各党の法案】

○ 自由民主党

第1（総則） 4（道州制の基本的な方向）

⑤ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の立法権限の拡大、強化を図る。

第3（道州制国民会議） 3（諮問）

① エ 国、道州及び基礎自治体の立法権限及びその相互関係に関すること。

○ 日本維新の会・みんなの党

第29条（道州制国民会議への諮問等）

④ 国、道州及び市町村の立法権限及びその相互関係に関すること。

【課題】

- 道州の自治立法権の拡大・強化に伴い、国会の立法権が縮小すると考えられるので、道州の自治立法権および国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係を明らかにしなければならない。
- 国会の二院制は現行のままなのか、併せて、国会議員の数がどうなるのか示さなければならない。
- 道州の首長の選出は直接公選制と考えられるが、現行の議院内閣制はそのままで問題ないか十分な検討が必要である。

4 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について明確に示さなければならない。

【各党の法案】

○ 自由民主党

第1（総則） 3（基本理念）

- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築すること。

第1（総則） 4（道州制の基本的な方向）

- ③ 基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理する。

○ 日本維新の会・みんなの党

第2条（基本理念）

- ⑤ 住民に身近な行政はできる限り基礎的な地方公共団体が担い、道州がこれを補完するものとし、市町村について、基礎的な地方公共団体としてあるべき姿となる地方自治制度並びに地方財政及び地方税に係る制度を確立するとともに、行政需要に的確に対応して効率的に事務を実施することができるようにすること。

第9条（市町村の事務等）

市町村は、従来の市町村の事務に加え、都道府県の廃止に伴い都道府県から移譲された事務を行うものとする。

- 2 市町村の規模の適正化及び市町村の事務処理の共同化については、道州において必要な措置を講ずることができるようにするものとする。

【課題】

- 道州制における基礎自治体の規模や権能をどのようにするのか。権能強化するのなら、その具体的な手法を明らかにしなければならない。
- 仮に現行の市町村のままであるなら、基礎自治体として十分な権能を発揮できなくなる恐れがあるが、どのように対応するのか示さなければならない。
- 現行の基礎自治体である政令指定都市等の大都市と道州との関係を明らかにしなければならない。
- 道州制においては政策決定の主体が住民から見えにくくなる恐れがあることから、住民自治の強化の方策について明らかにしなければならない。